

ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会設置要綱

（設置）

第1条 ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）（以下「基本条例」という。）の策定前手続として、その策定過程における市民の参画方策等について検討及び整理し、市長に提言するため、ふじみ野市まちづくり基本条例（仮称）市民準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 準備会は、基本条例を策定する過程における市民の参画方策等に係る施策の提言に関する事務を所掌する。

（組織）

第3条 準備会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 町会、自治会及び町内会を代表する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、知識及び経験を有すると市長が認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市民の参画方策等を市長に提言した日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 準備会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、準備会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 準備会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協力の要請）

第7条 準備会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 準備会の庶務は、くらし安全課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、会長が準備会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。